

長寿医療制度のこれまでの主な改善策について

〔被保険者の皆様の御意見等を受けて、次のように長寿医療制度を改善しました。〕

	H20年3月以前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H21年1月	2月	3月	4月~
〔赤点線〕 与党プロジェクトチーム取りまとめ 〔青点線〕 政府・与党決定	平成19年10月30日 改善策とりまとめ	平成20年 4月1日 法律施行		6月12日 改善策決定	7月17日 改善策とりまとめ		9月9日 改善策とりまとめ		11月18日 改善策とりまとめ					
低所得者		昨年4月から スタートしたね		均等割のさらなる軽減 平成20年度：均等割7割軽減世帯 →8.5割軽減 平成21年度：均等割7割軽減世帯 のうち、被保険者の全員が年金収入 80万円以下の世帯→9割軽減 所得割の軽減 平成20・21年度：所得の低い方 (年金収入153万円から211万まで) について、所得割を50%程度軽減										4月からは 均等割が9割 所得割が50% 軽減されるのね
被用者保険 の被扶養者			平成20年4月から9月まで 保険料徴収を凍結、10月から 平成21年3月まで9割軽減			21年度も実施が必要		平成21年4月から 1年間9割軽減						被用者保険の被扶養者の 軽減措置は 1年間延長だね！
年金からの支払い			4月15日 第1回の 年金からの 支払い	口座振替への切替 ・国保の保険料を確実に納付してい た方(本人)が口座振替により納付 する場合 ・世帯主又は配偶者がいる方(年金 収入が180万円未満の方)でその 口座振替により納付する場合	7月25日 口座振替へ切替を可能と する政令改正		平成21年1月施行の措置 ・75歳到達月に自己負担が増 加しないための特例の創設 ・自己負担割合が1割から3割 になる被保険者について1割 に戻すための基準の見直し	10月15日 第4回の年金からの 支払い (被扶養者等からの 年金の支払開始)	口座振替の選択制 7月25日の政令改正の 2つの要件を撤廃し、 原則として口座振替と 年金からの支払いの選 択制とする	12月25日 口座振替 の選択制の 政令改正			口座振替の 選択制が はじまるのね	
千葉県広域連合の 取り組み	平成19年11月13日 広域連合議会定例会 「千葉県後期高齢者医療に 関する条例制定」			国の交付金を受けて、7月以降市町村が「長寿・健康増進事業」を 実施する際の経費を対象に財政支援		8月8日 広域連合議会臨時会 「医療に関する条例改正」 6/12の決定に基づき、平成20年度 における所得の少ない者に係る 被保険者均等割額及び所得割額の 減額の特例を追加		11月17日 広域連合議会定例会 ・平成19年度決算認定等 「きめ細やかな相談のための体制整備」のために、 国の交付金を受けて、電算システムの窓口端末を県内市町村に増設					2月12日 広域連合議会定例会 「医療に関する条例改正」 6/12の決定に基づき、 平成21年度以降の 保険料軽減措置に 関する規定を追加	

長寿医療の被保険者の皆様へ

長寿医療制度に関する振り込め詐欺に注意!!

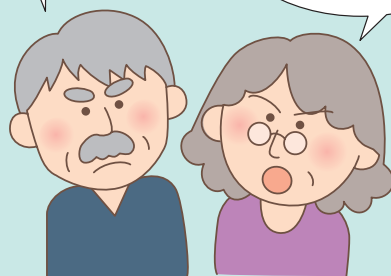
広域連合や市(区)町村、社会保険庁などの職員を名乗り、「医療費を還付します」などと偽って、お金を振り込ませようとする詐欺目的の事例にご注意ください。

また、定額給付金の給付を装った振り込め詐欺にもご注意ください。



振り込めサギに
気をつけよう

ATMから
振り込んだり
絶対しないわ!



1 広域連合や市(区)町村などは、保険料の還付や高額療養費などの受け取りのため、金融機関等のATM(現金自動預け払い機)の操作を求めることはありません。

2 保険料の還付や高額療養費などの支給の決定は、必ず郵送で通知します。

※不審な電話や訪問があった場合は1人で判断せず、お住まいの市(区)町村の長寿医療担当か広域連合、又は最寄りの警察署までご相談ください。

広域連合の予算

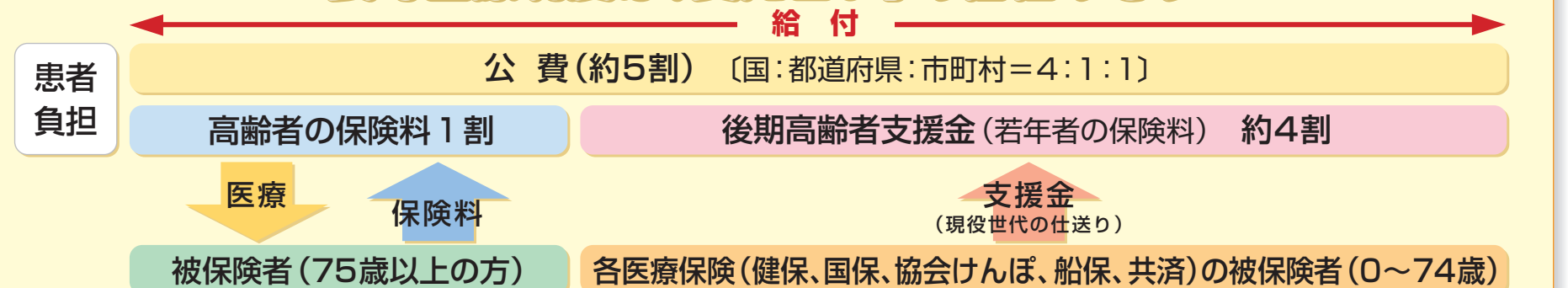
平成21年度予算 一般会計 2,229,518千円 特別会計 400,423,613千円

平成21年度 後期高齢者医療 特別会計 (4,004億円)



医療費は
約4,000億円
なんじゃな

長寿医療制度は「支え合い」の仕組みです



被保険者の医療にかかる費用のうち、国や県、市町村が負担する公費が約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料から支出)が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者の皆さんに納めていただく保険料で負担します。